

平成30年度事業計画

一般財団法人 名古屋市療養サービス事業団

I 基本方針

- 1 一般財団法人として、在宅療養に関する相談事業を始めとした公益目的支出計画の適正な実施と、訪問看護事業を始めとした事業の安定的な運営に努めます。
- 2 名古屋市における高齢者等の在宅療養の基盤整備に貢献していくために引き続き、全社員の資質の向上と人材の育成・確保・定着を図っていきます。
また、職員処遇の改善（給与・就労形態の見直し）を実施し、職員の定着を推進し働きやすい職場づくりを進めていきます。
- 3 地域における医療と介護の連携を進める「在宅医療・介護連携推進事業」を始めとして、関係機関との協力により進める地域包括ケアシステム作りに関わっていきます。
- 4 「いきいき支援センター」については、名古屋市から、平成30年度～34年度の5年間市内4地域（千種区東部、中村区南部、中川区東部、緑区南部）を受託し、各地域の特性と課題に応じた支援事業を進めていきます。

Ⅱ 主な事業施策

1 訪問看護事業

- (1) 在宅医療が促進される中で、中重度の利用者のニーズに適確に対応していくために、引き続き「機能強化型訪問看護ステーション」や「看護体制強化加算」の取得を進め、訪問看護の質の向上を図っていきます。
- (2) 訪問看護ステーションの常勤看護師、管理者、次長等の給与改定を行い、パートから常勤へ、常勤から役職者へとキャリアアップしやすい環境整備を図り、これからのニーズに対応していくために常勤看護師の適正な配置により、24時間対応や緊急時への対応に適確に対応していきます。
また、短時間常勤を導入することで、働き方の選択肢を拡充するとともに、専門パートの給与を出来高制から時間給制に変更することで、多様なニーズに対応できる体制づくりと専門パートの安定収入を図っていきます。
- (3) 新卒看護師の採用・育成に取り組みつつ、常勤職員の雇用促進を図っていきます。

2 居宅介護支援事業

- (1) 質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、特定事業所加算の取得を継続し、重度な要介護者や困難事例の受け入れを進めていきます。
- (2) 看護職を中心とした居宅介護支援事業所の特色を維持し、病院との顔の見える関係づくりを進めるとともに、医療ニーズの高い利用者に適切なケアマネジメントができるよう、教育体制を整えていきます。
- (3) ケアマネジメントセンターの運営のあり方を再構築するため、検討を進めていきます。

3 いきいき支援センター事業

- (1) 地域ケア会議の適切な運営により、地区診断、社会資源の把握及び地域ニーズの分析を通して、地域課題の抽出と課題解決の検討を進めていきます。

- (2) 急増する認知症高齢者に適確に対応していくために、認知症初期集中支援チーム会議において、早期に、適切な支援が行えるように、保健・医療・介護の関係者や地域及び民間事業者との一層の連携を図っていきます。
- (3) 適切な人材を確保し安定的な事業の運営を図るため、現在の5か所から4か所に受託地域数を変更します。

4 公益目的支出計画に沿った公益事業の実施

在宅療養のための基盤強化と保健・医療・福祉サービスの水準向上に寄与するため、引き続き以下の公益事業を実施します。

- (1) 名古屋市及び愛知県看護協会に対する特定寄附として、以下の目的のための寄附を行います。

- ア 名古屋市は、看護師の確保対策、看護師の養成及び資質向上の推進並びに市民の健康増進を目的として使用する。

- イ 愛知県看護協会は、認定看護師養成講座の運営を始めとする看護の質の向上のために使用する。

- (2) 在宅療養に関する相談事業等

- ア まちかど保健室では、市民に親しみやすい認知症カフェをめざし、スタンプカードの導入や高齢ボランティアの育成・活用に努めていきます。カフェ開設講座の増設により市内における認知症カフェの充実に寄与していきます。

- イ また、名古屋市の西部方面にも新たに認知症カフェの増設を進め市民の認知症予防に努めていきます。

- イ 大規模商業施設等での保健・介護の出張相談や、もの忘れ予防教室など従来の事業を再編し、市民の在宅療養支援を進めていきます。

- (3) 在宅療養講演会等の開催

- ア 市民を対象とした、在宅療養講演会を開催します。

- イ 保健・医療・福祉関係者を対象に、各種講座等を随時開催します。

- (4) 助成事業の実施

- 在宅療養に有益な調査研究に対し、助成を行います。

5 その他事業

公的機関・団体への講師派遣及び看護学生等の教育並びに実地指導。
事業団及び訪問看護サービスを広く宣伝・普及する機会と捉え、引き続き
取り組めます。

《事業》 訪問看護事業および居宅介護支援事業等の実施

1 訪問看護事業

訪問看護による訪問総回数	167,000回
(1) 健康保険法等にもとづく訪問看護事業	
ア 訪問回数	78,490回
イ 対象者数(月平均利用者数)	734人
(2) 介護保険法にもとづく訪問看護事業(介護予防訪問看護を含む)	
ア 訪問回数	88,510回
イ 対象者数(月平均利用者数)	1,318人

2 居宅介護支援事業等

中・重度者や支援困難ケースに積極的に対応します。

(1) ケアプラン・予防ケアプランの作成	22,130件
(内 訳) ① 要介護1・2	9,790件
要介護3・4・5	8,860件
② 要支援1・2等	3,480件
(2) 要介護認定調査の受託	1,120件

3 いきいき支援センター事業

(1) 総合相談支援事業、権利擁護事業	
ア 延べ相談件数	15,000件
(2) 認知症地域推進支援体制づくり推進事業	
ア 初期集中支援の実施人数	180人
イ 普及啓発推進事業の延人数	1,000人

(3) 認知症高齢者を介護する家族支援事業	
ア 支援事業延参加人数	1,000人
イ 認知症サポーター養成講座の開催回数	100回
(4) 高齢者見守り活動支援事業	
ア 見守り支援新規対象者	150人
イ 見守り電話事業延電話回数	3,000回
(5) 居宅介護予防支援、介護予防・生活支援サービス事業	
ア 介護予防ケアマネジメント	25,000件
(内 訳) ① 直営分	7,500件
② 委託分	17,500件
イ 第1号介護予防ケアマネジメント	22,000件
(内 訳) ① 直営分	6,600件
② 委託分	15,400件
(6) 要介護認定調査の受託	300件